

加瀬 直弥 提出 学位申請論文

『平安時代の神社と神職』 審査報告

論文の内容の要旨

本論文は、古代以来、神まつりの場として登場する神社に仕える神職と総称される人々に焦点を絞り、平安時代の神社修造に対する神職の責任と、神社の社格の変遷が神職へ及ぼした影響について考察を加えたものである。その内容は、序章のあと、第一部「神社修造と神職」において八章、第二部「神社の社格と神職」において五章の、あわせて十三章にわたって論説を示し、最後に終章を収める。

第一部「神社修造と神職」では、神社修造は神祇のための神事として執り行われることが基本であり、建造物としての神社建築研究からの見地ではなく、神事

の側面から考察する。第一章「平安時代の神職と神社修造」では、神社修造を理解する前提として、神社という場が朝廷とどのような関係にあったかを論じる。

その上で祝詞と儀式次第をあわせて朝廷祭祀の構造を検討し、神社祭祀における神社神職の独立性を指摘する。また、神社修造は原則として神社に奉仕する人々に委ねられており、弘仁二年・三年（八一・八二）の太政官符で、有封神社の神戸百姓、無封の社の禰宜・祝への修造に関する責任が明確となり、ここに公的性格が付与されたとする。一方で、神社修造については、それ以前の奈良時代から平安時代まで一貫した側面も持つことを論じる。第二章以下はその各論である。

第二章「古代神社の立地と神祇観」は、神社立地の理由を考察し、自然の地形を重視しながらも、祭祀の場の確定については神への恐れが意識されていたことを明らかにする。

第三章「古代の社殿づくりと神宝奉獻」、第四章「平安時代前期における神社

への神宝奉獻」では、神宝の品目の組成について論じ、平安時代中期に成立する天皇一代一度大神宝奉獻の品目が、奈良時代以前からの流れを受け継いでいること、また、神宝が天皇の意志に深くかかわることで奉獻されていたことを明確にする。

第五章「奈良時代の神社修造」、第六章「平安時代中期の七道諸国における神社修造の実態」では、奈良時代以前から平安時代中期に至るまでの神社修造の制度的変遷を通観し、この時代に共通することは、神職が自力で維持に責任を負う状況に大きな変化はなかったとする。また、神社修造について朝廷の関与のあり方に注目し、風火非常の災害に際し、朝廷は言上を経て裁決をすることにとどまり、それらは例外的措置であったと論じる。

第七章「平安時代中期の賀茂社司」では、山城国賀茂社など特別の神社において、神職の威厳高揚や、経済面での基盤整備がなされ、神職の世俗面での負担が増加するようになっていき、これが神職の公的性格を高めたと指摘する。

第八章「奈良時代・平安時代前期の神社と仏教組織」では、神社における仏教の影響を考察し、神社関係の仏寺（神宮寺）の維持に関しては、神社神職にその責任を負わせる朝廷側の差配があったとした。神社における仏教施設の維持においても、神職の影響が大きかったことを論じる。

第二部「神社の社格と神職」の全体像については、第一章「平安時代の諸国における神社の社格―神階と預大神宝社・一宮―」にその要旨が示されている。ここでは平安時代初期に官社制度を補完する形で展開する神階に注目し、その後、中央では大神宝使制、地方では一宮制の神社制度に影響を与えたとする。神階や一宮などの社格は、神社の威厳が高まることで、神職がこれに対応し、社格の向上に果たした役割を確認する。

その具体的事例として、第二章「文徳朝・清和朝における神階奉授の意義」では、神階が三位以上の神社の神職に対して把笏が認められ、西暦八五〇年代に当たる文徳朝において朝廷から神職に権威が付与されたことが重要な神職の制度的

画期とした。その上で、第三章「康和五年官宣旨に見る神祇官と地方神社―一宮の成立を念頭に置きながら―」では、諸国内における神社の地位向上に神祇官が関与し、その過程の中で「一宮」という呼称が使用され始め、中央の神祇官が、十二世紀に特徴的な動きを示し始めたという。

第四章「平安時代後期の神職補任―神祇官移の発給から分かること―」では、神祇官移に基づき、神職の補任に神祇官が深く関与していたことを明らかにし、神祇官の権威に基づき、神社と神職の威厳高揚が広くはかられていた事実を見出している。

第五章「源頼朝と一宮」では、諸国一宮が多様な信仰を受け入れる素地を構築していた実態を明らかにし、これに源頼朝が着目し、東国一宮との関係性を強化していったことを考察した。

終章では二部構成を総合して、神社という場を管理・維持していく神社制度が完成したのは平安時代初期であったとする。その時期の朝廷と神社の関係は、特

定神社を対象にしていたが、文徳朝に神階を広く秩序的に奉授したことから、神階が神社制度の神事の面での基盤となったと論じている。そして神職と総称すべき人々は、公的な性格を補強されながら、神社の維持・管理を担う立場に置かれたという。以後その仕組みは、普遍的な諸国神社制度の核として、公家と鎌倉幕府にも支持され、中世一宮の社格にも影響を及ぼすことになったと結論づけた。

論文審査の結果の要旨

古代の神祇・神社研究は、神祇令に規定される律令祭祀制を中心に進められてきた。史料の蓄積が多くなる平安時代の神社と祭祀については、近年研究が増えつつあるが、本論文が研究対象とした神社の修造、社格の神階、また神職の地位に関する考察は、研究が手薄な分野である。

本論文では、六国史をはじめ、平安時代初期以降の儀式書・記録など文献史料

を、データ化し、統計的手法を取り入れ、数字の上から歴史的展開を跡付けたことは評価できる。とくに「神社修造記録の一覧」の表、「神階奉授件数の推移図」「三位以上奉授件数の推移図」の図表など、二十五の図表が本論文の論証の過程で有効に活用され、神社修造と神階の展開が詳細に検討されている。

本論文の全体を通じた基本的理解として、朝廷祭祀の特質と神職とを取り上げ、最初に古代律令祭祀として重要な祈年祭について論じ、その性格を明らかにする。班幣祭祀である祈年祭は、神職によって幣帛が神社に運ばれ、『延喜式祝詞』では、神職へ告げ聞かせる宣読体形式の祝詞になっており、神社内における祭祀・祭式の規定は一切示されていない。一方の天武朝に成立する広瀬大忌祭は、王臣五位以上が参向する遣使祭祀とされ、天皇直轄の性格が強い祭祀とされてきた。しかし、この祭祀についても、『延喜式祝詞』では、神職へ告げ聞かせる宣読体形式の祝詞であり、祭使が神社で奏上することはなく、神前における作法は専ら神職の役割であったと論じた。神社における朝廷祭祀の実施にあたって

は、神職の存在が前提とされていたとの指摘は重要である。

古代の社殿づくりと神宝の奉獻についての関係を明確にしたことも重要である。中でも社殿の造立に伴い、神宝を新調・奉獻する関係性を明確にした点は特筆でき、これにより伊勢神宮神宝の解釈にも新たな視点を加えることができると考えられる。

神社の修造は、朝廷にとって祭祀の場の威厳を高めることであり、修造自体が神への奉獻品という理解であったとする。神社修造とともに奉獻された神宝は、天皇からもたらされる最高の品々であり、天皇内々の意志に基づく特別の意味をもったという。こうした神宝の奉獻は、貞観の神宝使、宇多朝の一代一度大神宝使へと受け継がれていったと論じ、その後の展開へ研究の道筋をつけており、神社修造と神宝との関係を明確にした点は、高く評価できる。また、平安時代祭祀制の基本とされる春日祭・平野祭の公祭を取り上げ、『延喜式祝詞』の奏申体形式の祝詞を用いたことは、神祇官人である神主が直接奉仕した特別の祭祀である

ことを明らかにした。ともに『延喜式祝詞』の分析が重要な決め手となっている。

朝廷の神社祭祀制度が確立した平安時代においても、神社修造は神社に直接奉仕する人々によって実質的に担われていたとする。こうした地域の人々をはじめとした神職の立場は、神社運営の独自性・自立性を確保しており、この基本は奈良時代以前においても変わるところが無かったとみており、妥当な見解といえる。少なくとも、古代・中世における神社修造の基本方針には、変更はなく、現代まで、神社修造を含めた運営については、神職と地域の氏子らによって担われていることは、本論文の見解とも合致する内容である。

神社と神道史研究は、時代の変化を追い、新たな制度や信仰の展開を追求する研究が目立つなかで、本論文は結果的に不易の歴史を跡付けることに精力を割いている。その研究姿勢は自制的であり、これまでの神道史研究において置き去りにされてきた部分に光を照らしたともいえよう。

平安時代初期は神社制度の実質的な完成時期とされており、本論文でも重要な画期と見ている。この時期は、平安祭祀制の確立期にあたり、公祭の成立と天皇の内々の信仰意識が神社信仰に直結していく時期とも符合しており、平安時代初期を神社制度の完成期とみるのは、正しい見解といえよう。

さらに、文徳朝に盛んになる神階奉授は、朝廷との神事の面での直接的接点となり、神階による神社秩序は、地域における神社信仰にも大きな影響を及ぼしたと見ている。そして神階による神社秩序は、三位以上の神社の神職への把笏によって、公的性格が一層加速し、神職意識が高められたことを指摘するなど、神社存立と神職奉仕の意義を明確にしている。

近年の古代祭祀研究では、大神神社祭祀伝承、鎮花祭・三枝祭の祭祀構造論などで、朝廷側が神職に祭祀を委任・委託する論議が行われているが、本論文で神社神職の地位・立場を明快にしたことは、こうした研究を補強し、新たな研究の方向性を示したものと評価できる。

以上の理由から、本論文提出者加瀬直弥は、博士（神道学）の学位を授与されるべき資格があるものと認められる。

平成二十八年三月十一日

主査 國學院大學教授 岡田 莊 司 ①

副査 國學院大學教授 笹 生 衛 ①

副査 國士館大学教授 藤 森 馨 ①

國學院大學大学院兼任講師

加瀬 直弥 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試問を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十八年一月十三日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	岡田 莊 司	印
副査	國學院大學教授	笹 生 衛	印
副査	国士館大学教授 國學院大學大学院兼任講師	藤 森 馨	印